

図表に表示した経度数値は、世界測地系の数値です。

令和2年3月現在

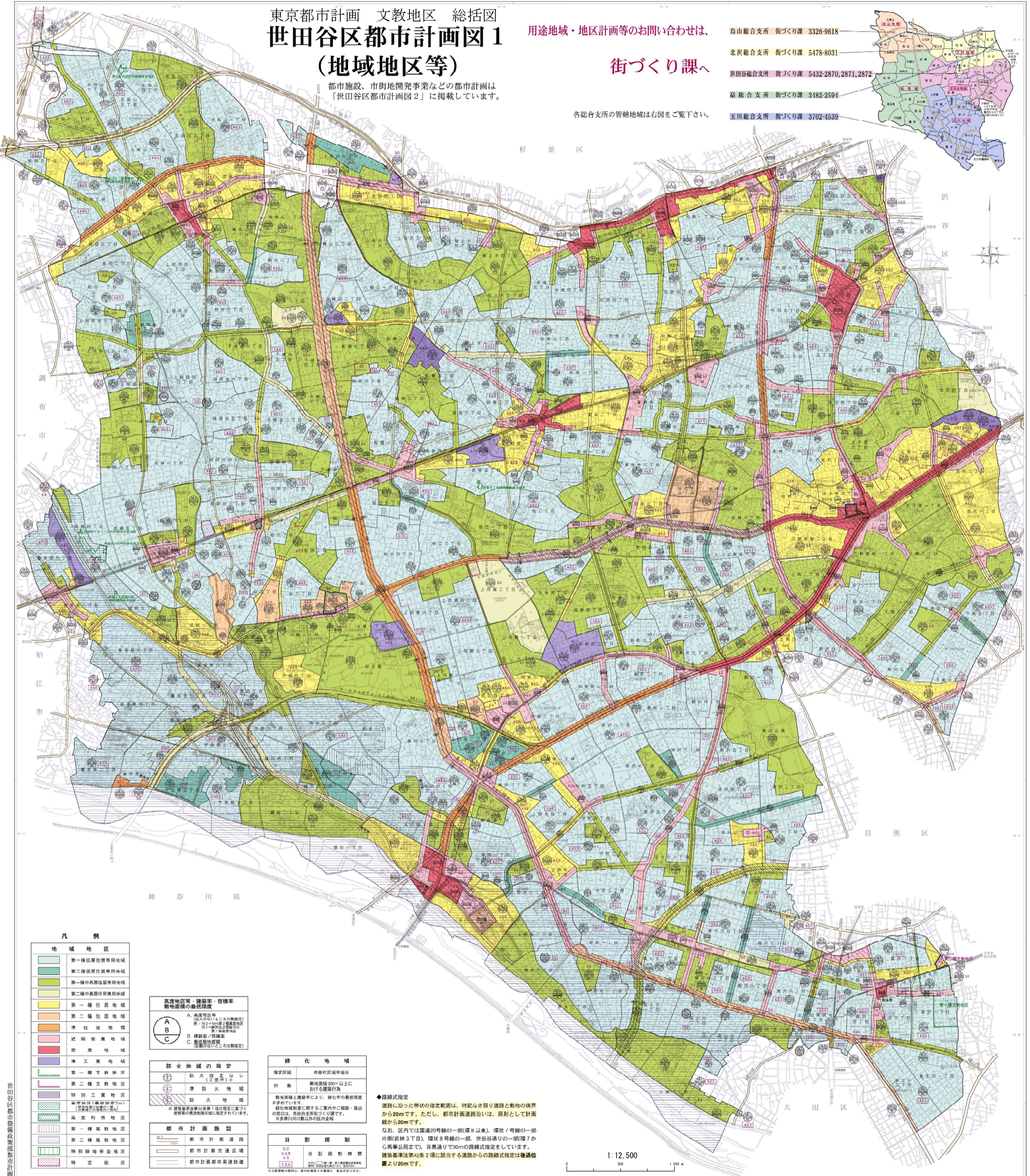
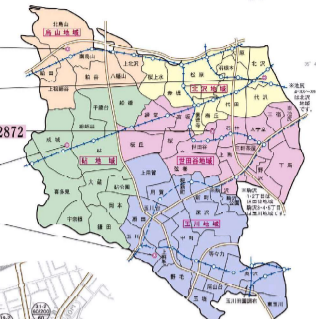
# 東京都市計画 文教地区 総括図 世田谷区都市計画図1 (地域地区等)

都市施設、市街地開発事業などの都市計画は「世田谷区都市計画図2」に掲載しています。

用途地域・地区計画等のお問い合わせは、  
**街づくり課へ**

各総合支所の管轄地域は右図をご覧ください。

- 鳥山総合支所 街づくり課 3326-9618
- 北沢総合支所 街づくり課 5478-8031
- 世田谷総合支所 街づくり課 5432-2870, 2871, 2872
- 藤総合支所 街づくり課 3482-2594
- 玉川総合支所 街づくり課 3702-4539



**凡例**

地域地区	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	準商業地域
	商業地域
	準工業地域
	第一種文教地区
	第二種文教地区
	特別工業地区
	高度利用地区
	第一種風致地区
	第二種風致地区
	特別緑地保全地区
	特定街区

**高度地区等・建蔽率・容積率  
敷地面積の最低限度**

A	
高度地区等	(A) 敷地面積 200㎡以上
第一種住居地域	(B) 敷地面積 100㎡以上
第二種住居地域	(C) 敷地面積 50㎡以上
B	
準住居地域	(A) 敷地面積 100㎡以上
準商業地域	(B) 敷地面積 50㎡以上
C	
商業地域	(A) 敷地面積 50㎡以上

**防火地域の指定**

	防火指定なし(火災危険)
	準防火地域
	防火地域

**都市計画施設**

	都市計画道路
	都市計画交通広場
	都市計画都市高速鉄道

**緑化地域**

	緑化地域(中核)
	緑化地域(周辺)

**日影規制**

	日影規制時
	日影規制時
	日影規制時

**◆路線式指定**  
道路に沿った帯状の指定範囲は、特設な限り道路と敷地の境界から20mです。ただし、都市計画道路沿いは、原則として計画線から20mです。  
なお、区内では国道20号線の一部(環8以南)、環状7号線の一部(若林3丁目)、環状8号線の一部、世田谷通り(一部)から馬車道(一部)まで、自馬路(一部)30mの路線式指定もしています。  
建築基準法第42条2項に該当する道路からの路線式指定は後述位置より20mです。

1:12,500



本図に示す地域地区等の計画は、概略を示すものであり、都市計画の内容を保証、証明するものではありません。また、本図は、都市計画の内容が変更される場合があります。詳細については、東京都市計画局または、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に問い合わせください。日影規制の詳細については、世田谷区役所(各総合支所街づくり課)に確認ください。